

告 示

埼玉県告示第千三百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

深谷都市計画道路三・五・三十二号榛沢通り線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

深谷市後榛沢及び榛沢の一部

ロ 削除する土地の区域

深谷市後榛沢及び榛沢の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、深谷市都市整備部

都市計画課

四 縦覧期間

令和三年十二月七日から令和三年十二月二十一日まで